

誓約書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者氏名)

私は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたうへは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則並びに堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則及び堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領を遵守するとともに、下記のとおり誓約いたします。

記

- 1 私は、一般廃棄物収集運搬業者として、その公共性を自覚し、市長の指示に従い、適正に業務を遂行するとともに、市民及び排出者に常に親切丁寧に対応し、迷惑をかけることはいたしません。
- 2 業務の実施に当たり第三者に損害を与えた場合又は業者間で問題が生じた場合は、私の責任において誠意をもって解決します。
- 3 私は、排出事業者との委託契約を書面により締結し当該業を行います。(浄化槽清掃汚泥・ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥・し尿を含むビルピット汚泥に係るものを除く。)
- 4 堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領第5条第2項の規定に基づき、収集運搬量の実績が「市長の定める量※」に達しない場合は、許可の更新が受けられないことを承諾いたします。(浄化槽清掃汚泥・ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥・し尿を含むビルピット汚泥及び実験動物の死体及びふん尿に係るものを除く。)
- 5 社会的条件等の変化により、自らの営業を維持することが困難になったとき、又は許可の取消し等の処分を受けたときにおいて、市長に対して一切の補償その他の要求はいたしません。
- 6 この誓約に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議ありません。

※「市長の定める量」について〔堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領第5条第2～4項〕

- 2 規則第18条の4第1項第8号の規定により市長が定める量は、一月当たり25トンとし、市長は、収集及び運搬の実績量(浄化槽清掃汚泥等を除く。以下「実績量」という。)が当該量に達しない許可業者に対して、更新許可を行わない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 次に掲げるア及びイの条件を満たす場合
 - ア 新規許可又は変更許可後継続して更新許可を受け、当該新規許可又は変更許可から5年を経過し、かつ当該期間内の各月の実績量(次項に規定する一般廃棄物及び第4項に規定する資源物を実績量に含める場合を含む。)が全て25トンに達していること。
 - イ 現行の許可期間内において本市の清掃工場への搬入が月1回以上(法第7条の3に規定する事業の停止命令又は規則第7条第2項に規定する搬入許可の停止を受けた者は、当該期間が含まれる月を除く。)あること。
 - (2) 市長がやむを得ない理由があると認める場合
- 3 前項に定める実績量の規定において、次の廃棄物(当該許可業者が堺市内で収集したものに限り)については、希望する場合、当該実績量に含めることができる。ただし、当該実績に含めることができる量は、次の廃棄物合計で、月16t以内とする。
 - (1) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のうち古紙及び古繊維
 - (2) 当該許可業者が堺市再生輸送業の指定において収集運搬した事業系一般廃棄物(魚腸骨・特定家庭用機器を除く)
- 4 前項ただし書きの規定については、前項各号の廃棄物とその他の事業系ごみを合わせて当該排出事業者と書面による委託契約が交わされており、かつ本市の清掃工場への搬入が月1回以上ある場合は、この限りでない。